

愛知県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			1.9E+0	1.1E+2	111.1
64	エトフェンプロックス	1.1E+2	5.5E+1	2.7E+1	8.4E+1	271.5
117	テブコナゾール				8.7E+0	8.7
139	トラロメトリン			2.6E+1	6.5E+0	32.7
140	フェンプロパトリン			1.2E+1		12.4
153	テトラメトリン	1.1E+3	3.0E+1	1.0E+3	3.3E-1	2,186.5
181	ジクロロベンゼン	2.4E+3	8.1E+2			3,229.8
225	トリクロルホン		2.8E+1			28.0
248	ダイアジノン		3.0E+0			3.0
251	フェニトロチオン		7.4E+2	1.6E+1		754.8
252	フェンチオン	2.5E+1	2.7E+2	2.5E+1		321.2
256	デカン酸				1.3E+1	12.6
350	ペルメトリン	1.4E+2	1.5E+2	8.5E+1	1.8E+2	554.9
405	ほう素化合物		3.0E-1	2.4E+2	3.9E+0	240.5
427	カルバリル			8.9E+2		894.0
428	フェノブカルブ			5.8E+2	4.8E+2	1,059.6
457	ジクlorルボス	5.2E+2	2.7E+3			3,184.0
合 計		4.3E+3	4.8E+3	2.9E+3	8.9E+2	12905.1

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等